

《衛生基準》

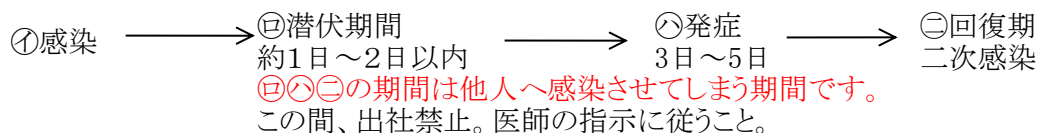
(感染症用)

平成27年10月
令和2年2月25日改定

1、インフルエンザ

①症状発症時 高熱・寒気・悪寒・強い関節痛・筋肉痛等の症状が現れた場合、
医師の診断を受け結果を管理責任者に報告し、管理責任者は、
衛生管理者に報告する。

②感染期間



③職場復帰

①時期 医師の最終診断で許可を得て可とする。

②復帰ルール

自分が感染源となっていることを自覚し、出社時のうがいとマスク着用を
すること。

③家族が発症した場合

- ・本人に症状がでた場合、出社停止。
- ・本人に症状がでない場合、出社時のうがいと風邪対策用のマスク着用
で出社可とする。

2、ノロウイルス

①症状発症時 発熱・下痢・嘔吐等の症状があらわれて場合は、医師の治療を受け
結果を管理責任者に報告する。

②感染性胃腸炎と診断された時、検便をすること。(会社でも可)

検便の結果がでるまで出社を停止する。

③検便の結果 (職場復帰) ノロウイルス保菌者の場合、出社禁止とし社の検便を5日毎に受け
陰性で出社可とする。

④家族が発症した場合

従業員自身は会社の検便をすること。結果がでるまで出社停止とする。

3、新型コロナウイルス感染症

①症状発生時 発熱、咳などの風邪と同様の症状。3、4日自宅で様子をみること。症状が
改善しない時は、罹りつけ医・保健所に相談し、管理責任者に報告する。
管理責任者は、衛生管理者に報告する。発熱基準37.5℃以上。
新型コロナウイルスに感染が確認された時は、保健所(行政)の指示に
従うこと。

②家族が発症したとき 保健所(行政)の指示に従うこと。

③職場復帰 PCR検査で陰性とされ、保健所(行政)の許可がでたとき。

4、ノロウイルス以外の 保菌者

伝染病予防法による法定伝染病の場合保健所に届出、指示に従う。
※法定伝染病・・・コレラ・腸チフス・赤痢 等